

防地防第 5 1 2 4 号
2 5 . 4 . 9

各地方防衛局長 殿

事 務 次 官
(公印省略)

第一種区域等の指定に関する要領について (通達)

標記について、別紙のとおり定められ、平成 2 5 年 4 月 1 日以後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号) 第 4 条の規定による第一種区域の指定、同法第 5 条第 1 項の規定による第二種区域の指定及び同法第 6 条第 1 項の規定による第三種区域の指定について適用することとされたので通達する。

なお、第一種区域等の指定に関する細部要領について (施本第 1 5 8 9 号 (CFS)。平成 1 6 年 1 1 月 1 日) は、廃止する。

添付書類 : 別紙

第一種区域等の指定に関する要領

第1 趣旨

この要領は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号。以下「令」という。）及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和49年総理府令第43号）に定めるもののほか、法第4条に規定する第一種区域、法第5条第1項に規定する第二種区域及び法第6条第1項に規定する第三種区域（以下「第一種区域等」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 航空機騒音の評価

1 評価すべき騒音

- (1) 航空機騒音の評価は、第一種区域等を指定しようとする防衛施設について、原則として、自衛隊等（法第2条に規定する自衛隊等をいう。）が作成した直近1年間の飛行実績及び整備に関する資料並びに直近1年間の日及び時間帯の別に、航空機の型式、離陸、着陸等の運用の態様、飛行経路等の別（以下「カテゴリー別」という。）の騒音状況の調査（以下「カテゴリー別調査」という。）を行った結果に基づいて行うものとし、飛行騒音（航空機の離陸、着陸等に伴って発生する騒音（地上騒音を除く。）をいう。以下同じ。）及び地上騒音（航空機の離陸又は着陸に伴い地上において発生する騒音又は整備に伴って発生する騒音をいう。以下同じ。）を評価するものとする。
- (2) 飛行騒音にあつては最大騒音レベル（騒音の発生ごとに観測される騒音レベルの最大値をいう。）より10dB低い騒音レベルを超える区間を継続時間とする騒音のエネルギー量を、地上騒音にあつては暗騒音レベルより10dB高い騒音レベルを超える区間を継続時間とする騒音のエネルギー量を評価するものとする。ただし、単発的に発生する地上騒音については、最大騒音レベルより10dB低い騒音レベルを超える区間を継続時間とする騒音のエネルギー量を評価するものとする。

2 単発騒音暴露レベルの算出

- (1) 飛行騒音及び移動地上騒音（地上騒音のうち、滑走路等における航空機の移動等により音源が移動し、単発的に発生するものをいう。以下同じ。）の単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）は、カテゴリー別調査の結果に基づき、次に定めるところにより算出する。

ア 任意の受音点（航空機騒音レベルの算出を行う任意の地点をいう。以下同じ。）における単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）は、航空機の移動の経路を複数のセグメントに区切り、任意の受音点において、それぞれのセグメントの騒音のエネルギーを合成し、次の算式により算出する。

$$L_{AE} = L_{AE}^0 + \Delta L_{NF} + \Delta L_{airspeed} + \Delta L_{G-direct} + \Delta L_{EGA} + \Delta L_{others} \quad [\text{dB}]$$

L_{AE}^0 : スラントディスタンスに応じた単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）
[dB]

ΔL_{NF} : 航空機の方向による指向性を加味した補正量 [dB]

$\Delta L_{airspeed}$: 移動速度補正量 [dB]

$\Delta L_{G-direct}$: 離陸滑走後方の指向性補正量 [dB]

ΔL_{EGA} : 地表面影響による超過減衰量 [dB]

ΔL_{others} : その他の影響による補正量 [dB]

（注）スラントディスタンスは、対象となる航空機から受音点までの距離とする。

イ 飛行騒音については、アにより算出した単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を基に、次の算式により経路のばらつきを考慮した平均的な単発騒音暴露レベル（ $\overline{L_{AE}}$ ）を算出し、この値を任意の受音点を代表する単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）とする。

$$\overline{L_{AE}} = 10 \log_{10} \sum_i^N g(d_i) \times 10^{\frac{L_{AEi}}{10}} \quad [\text{dB}]$$

N : 標準飛行経路と飛行経路とのばらつきを考慮した飛行経路の総数（ $N=7$ ）

$g(d_i)$: 飛行経路総数のうち i 番目の飛行経路の飛行回数の比率（正規分布で考慮したもの）

$$\sum_i^N g(d_i) = 1$$

d_i : 飛行経路総数のうち i 番目の飛行経路の位置
($d_2 = -\sigma$ 、 $d_6 = +\sigma$)

σ : 標準偏差

L_{AEi} : 飛行経路総数のうち i 番目の飛行経路に対する単発騒音暴露レベル [dB]

(2) 固定地上騒音（地上騒音のうち、音源が移動しないものをいう。以下同じ。）の単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）又は騒音暴露レベル（ $L_{AE,T}$ ）は、カテゴリー一別調査の結果に基づき、次に定めるところにより算出する。

ア 固定地上騒音のうち、滑走路端で行う離陸直前のエンジン試運転（以下「ラ

ンナップ」という。)に伴って単発的に発生する騒音の単発騒音暴露レベル (L_{AE}) は、次の算式により算出する。

$$L_{AE} = L_{AE}^0 + \Delta L_{dir} + \Delta L_{EGA} + \Delta L_{other} \quad [\text{dB}]$$

L_{AE}^0 : スラントディスタンスに応じた単発騒音暴露レベル (L_{AE})
[dB]

ΔL_{dir} : 指向性による補正量 [dB]

ΔL_{EGA} : 地表面影響による超過減衰量 [dB]

ΔL_{other} : その他の影響による補正量 [dB]

イ 固定地上騒音のうち、長時間にわたって継続する騒音の騒音暴露レベル ($L_{AE,T}$) は、次の算式により算出する。第4項に規定する時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) の算出に当たっては、当該騒音暴露レベル ($L_{AE,T}$) を単発騒音暴露レベル (L_{AE}) に読み替える。

$$L_{AE,T} = 10 \log_{10} \left(DT \times 10^{\frac{L_{Aeq,T}}{10}} \right) \quad [\text{dB}]$$

$L_{AE,T}$: 任意の時間間隔 T [s]における騒音暴露レベル [dB]

DT : 継続時間 [s]

$L_{Aeq,T}$: 等価騒音レベル [dB]

$L_{Aeq,T} = L_{Aeq,T}^0 + \Delta L_{dir} + \Delta L_{EGA} + \Delta L_{other}$ [dB]

$L_{Aeq,T}^0$: スラントディスタンスに応じた等価騒音レベル (L_{Aeq}) [dB]

(注) 継続時間は、第3項第3号に規定するところによる。

3 標準飛行回数、地上騒音の標準発生回数及び標準継続時間の算出

(1) 標準飛行回数の決定

次のアからウまでに掲げる手順により、カテゴリ一別及び時間帯別の標準飛行回数を決定する。

ア 1日の飛行回数 (N_{1day}) を次の算式により算出する。

$$N_{1day} = n_1 + n_2 + n_3 + n_4 \quad [\text{回}]$$

n_1 : 午前0時から午前7時までの飛行回数 [回]

n_2 : 午前7時から午後7時までの飛行回数 [回]

n_3 : 午後7時から午後10時までの飛行回数 [回]

n_4 : 午後10時から午後12時までの飛行回数 [回]

イ 飛行のない日も含め、直近1年間における1日の飛行回数の少ない方から並べた累積度数90%に相当する1日の飛行回数を、その防衛施設における1日の標準飛行回数とする。

ウ イの1日の標準飛行回数に1年間のカテゴリ一別及び時間帯別の飛行回数の割合を適用して、当該防衛施設におけるカテゴリ一別及び時間帯別の標準飛行

回数を決定する。

(2) 離陸又は着陸に伴って発生する地上騒音の標準発生回数

離陸又は着陸に伴って発生する地上騒音は、次の行為により発生するものを対象とする。その発生回数は、離陸又は着陸の回数と同じであるため、前号の規定により決定したカテゴリー別及び時間帯別の標準飛行回数を適用する。ただし、離陸前にランナップを2回実施する機種については、原則として、離陸回数に2を乗じて得た回数をランナップの回数とする。

ア 離陸前及び着陸後のエプロンでの補助動力エンジンの作動

イ 離陸前及び着陸後のエプロンでのアイドリング

ウ 回転翼機による離陸前及び着陸後のエプロン等でのホバリング

エ 離陸前及び着陸後のタクシーイング

オ 着陸後のリバース

カ 離陸前のランナップ

(3) 整備に伴って発生する地上騒音の標準継続時間の決定

整備に伴って発生する地上騒音は、サイレンサー等を使用して行う整備及びエプロン等で行う整備により発生するものを対象とする。これらの1日の標準継続時間は、次のアからウまでの手順で決定する。

ア 1日の継続時間 (DT_{1day}) を次の算式により算出する。

$$DT_{1day} = dt1 + dt2 + dt3 + dt4 \text{ [s]}$$

dt1 : 午前0時から午前7時までの継続時間 [s]

dt2 : 午前7時から午後7時までの継続時間 [s]

dt3 : 午後7時から午後10時までの継続時間 [s]

dt4 : 午後10時から午後12時までの継続時間 [s]

イ 航空機の型式ごとに整備を実施しない日も含め、直近1年間における1日の継続時間の少ない方から並べた累積度数90%に相当する1日の継続時間を、その防衛施設の航空機の型式ごとの整備における1日の標準継続時間とする。

ウ イの1日の標準継続時間に1年間の整備の形態別及び時間帯別の継続時間の割合を適用して、当該防衛施設におけるカテゴリー別及び時間帯別の標準継続時間を決定する。

4 防衛施設周辺における航空機騒音の評価

防衛施設周辺における航空機騒音の評価は、第1項から前項までにより算出した単発騒音暴露レベル (L_{AE})、標準飛行回数、地上騒音の標準発生回数及び標準継続時間を用いて、次の算式により時間帯補正等価騒音レベル (L_{d e n}) を算出する方法によるものとする。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \sum_j \left(n_{2j} \times 10^{\frac{L_{AEj}}{10}} + n_{3j} \times 10^{\frac{L_{AEj}+5}{10}} + n_{1j,4j} \times 10^{\frac{L_{AEj}+10}{10}} \right) \right\} \quad [\text{dB}]$$

T : 一日の時間 (8 6 4 0 0 秒)

T₀ : 規準化時間 (1 秒)

j : カテゴリー別調査に係る任意のカテゴリー

n_{1j} : カテゴリー j の単発騒音のうち、午前 0 時から午前 7 時までの間に発生するものの回数

n_{2j} : カテゴリー j の単発騒音のうち、午前 7 時から午後 7 時までの間に発生するものの回数

n_{3j} : カテゴリー j の単発騒音のうち、午後 7 時から午後 10 時までの間に発生するものの回数

n_{4j} : カテゴリー j の単発騒音のうち、午後 10 時から午後 12 時までの間に発生するものの回数

5 騒音コンター

前項の算出方法により算出した時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) の値が 62 dB、66 dB、70 dB、73 dB 及び 76 dB となる点をそれぞれ結び、騒音コンターを作成する。

第 3 第一種区域等の指定素案の作成等

1 第一種区域等の指定素案の作成

地方防衛局長 (東海防衛支局長を含む。以下同じ。) は、第 2 第 5 項により作成した騒音コンターを基に、次に定めるところにより第一種区域等として指定する区域の素案を示した図面 (縮尺は 1 万分の 1 程度とする。以下「指定素案」という。) を作成するものとする。

(1) 第一種区域等の外郭線

第一種区域、第二種区域及び第三種区域の外郭線は、それぞれ、62 dB、73 dB 及び 76 dB の騒音コンターと重なる部分における住宅の所在状況を勘案して、当該コンターに沿って引くものとする。ただし、当該コンターに沿って、街区、道路、河川等が所在する場合には、これらに即して最小限の修正を行うことができる。

(2) 騒音コンターの内側に所在する防衛施設の取扱い

騒音コンターの内側に防衛施設が所在する場合には、第一種区域等から当該防衛施設の区域を除外するものとする。ただし、返還が予定されている防衛施設又は指定素案において明確に表示することが困難な防衛施設の区域については、こ

の限りでない。

(3) 第一種区域等の追加指定の取扱い

既に第一種区域等として指定されている区域の外側に新たな第一種区域等を追加して指定しようとする場合には、第一種区域等の指定は、追加して指定する区域についてのみ行うものとする。

(4) みなし第二種区域及びみなし第三種区域の取扱い

ア 第二種区域の指定は、みなし第二種区域（法附則第4項の規定により、法第5条第1項に規定する第二種区域とみなされる区域をいう。）を除外して行うものとする。

イ 76dBの騒音コンターがみなし第三種区域（令附則第3項の規定により、法第6条第1項に規定する第三種区域とみなされる区域をいう。）の外郭線と近接している場合には、第三種区域の指定は、当該みなし第三種区域を取り込んで行うことができるものとする。

2 地方公共団体からの意見の聴取

地方防衛局長は、前項の規定により作成した指定素案について、地方協力局長に協議した上で、関係地方公共団体の意見を聴取するものとする。

3 告示案の作成

地方防衛局長は、前項の意見の聴取を了したときは、第一種区域等の指定に係る告示の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

第4 雑則

1 防衛大臣の指示

地方防衛局長は、自衛隊等の航空機の飛行回数の変動等により1年間の騒音状況の調査では十分と認められない場合その他この要領により難しい場合には、防衛大臣の指示を受けるものとする。

2 委任

個別の防衛施設に係る騒音コンターの作成及び第一種区域等の指定に関し必要な事項その他この要領の実施に関し必要な事項については、地方協力局長が定める。